

中小企業の 皆さんを応援!! 融資・保証制度をご活用ください

稚内市融資・助成制度のご案内

中小企業特別融資制度

～ 低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料を助成します ～

種別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件
運転資金	1,500万円	5年以内	短期:1.475% 長期:長期プライムレート(変動性)	・農林漁業、遊興娯楽業など一部の業種を除く ・銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと ※納税証明書(資格審査等申請用)の提出が必要です。
設備資金	5,000万円	10年以内		
店舗等近代化資金	3,000万円			
商店街環境整備資金				

企業立地促進条例に基づく助成制度

～ 工場等の新增設・設備投資を支援します。製造業のほかソフトウェアや情報処理提供サービス業、工業製品開発のための試験研究施設が対象です～

種別	要件	助成内容	限度額
施設設置費助成金	・設備投資額 2,700万円を超えること (市税条例による課税免除対象者を除く)	固定資産税相当額(3年間)	1,000万円
雇用奨励助成金	・設備投資額 2,700万円を超えること ・新規雇用者が5人以上	新規雇用者1人につき20万円	
用地取得費助成金	・設備投資額 2,700万円を超えること ・新規雇用者が5人以上 ・市内に工場等を有していないこと	取得費の2分の1	5,000万円

市では、中小企業の経営安定や設備の近代化などを支援するため、各種融資や助成を行っています。お気軽にご相談ください。

中小企業振興条例に基づく助成制度

～ 中小企業者等の自主的な努力を支援します～

種別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額
商店街活性化助成金	商店街振興組合など	商店街の集客力を強め、販売を促進する事業	10分の3	50万円
商店街空き店舗活用事業助成金		空き店舗を展覧会場等の無料開放施設として活用する事業	2分の1	改装費 100万円 賃借料 月10万円
新製品等研究開発助成金	中小企業者など	新製品・新技術の研究開発を行う事業		1,000万円
中小企業組織助成金	中小企業者	中小企業団体・商店街振興組合等を組織する事業		20万円
人材育成助成金	中小企業者など	中小企業大学校が主催する研修に経営者・従業員が参加する事業	1人 3万円 1事業所 15万円	

国の保証制度のご案内

セーフティネット保証 (5号認定)

～ 原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰、景気悪化の影響を強く受けている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が一般保証と別枠で保証します～

認定要件

- (イ) 指定業種に属する事業を行い、最近3か月間の平均売上が前年同期比5%(※10%)以上減少していること。
※平成25年10月1日より、前年同期比10%以上の減少となります。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行い、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
- (ハ) 指定業種に属する事業を行い、円高の影響により最近1か月の売上が前年同月比10%以上減少かつ、その後2か月間を含む3か月の売上が前年同期比10%以上減少する事が見込まれること。

保証限度額	2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円以内)
保証料率・保証期間	北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせください。☎ 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649
対象事業者	対象業種は一部の例外業種を除いた中小企業となります。指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
申請書類	認定申請書および添付書類に関することは、市の水産商工課ホームページをご覧ください。 http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/safe_h-osyoseido.html

問い合わせ

市水産商工課商工・労働グループ ☎ 23-6467




地域ぐるみで高齢者の「見守り」をしましょう!

身近なところでできる「見守り」があります!

- ・「あいさつ」ご近所で声を掛け合ひましょう。
- ・「気くばり」高齢者の方を思いやりましょう。
- ・「助け合い」お互いさまの心で、地域で助け合ひましょう。

65歳以上の皆さんへ知っておこう! お役立ちコーナー



No.10 高齢者白内障 装具等扶助事業

この事業は、白内障治療のための水晶体摘出手術後に、体質等の理由で、眼内レンズ挿入手術を受けられず、視力矯正用の特殊眼鏡もしくはコンタクトレンズを購入した方に費用の一部を助成します。

助成額 自己負担額の3分の2に相当する額

※ただし、特殊眼鏡1個につき2万6千円、または、コンタクトレンズ1眼につき2万円が限度です。

申請・問い合わせ先 市介護高齢課介護高齢グループ ☎ 23-6458

※過去に当事業の助成を受けたことがある方は対象となりません。

申請方法 特殊眼鏡等を購入した日の翌日から1年以内に次の必要書類をご持参の上、申請してください。

- 申請書(市介護高齢課の窓口にあります)
- 高齢者白内障手術に係る医師の意見書
- 特殊眼鏡及びコンタクトレンズを購入した際に発行される領収書

※ご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。